

宇陀市定住促進奨励金

宇陀市では、定住者の増加と自治会活性化による「活力あるまちづくり」を推進するため、「定住促進奨励金」制度を行っています。

定住促進奨励金とは？

宇陀市内に定住を目的として住宅取得(※1)された交付対象者の方に、市内で買い物ができる「宇陀市ウッピー商品券」を交付します。

※1 住宅取得とは、自ら居住するための住宅を「新築」または「購入」することで、住宅の所有権登記を完了したものに限り、なお、相続や贈与による場合は対象外です。

交付対象者

次の【1】【2】いずれかに該当し、A～Cの要件に全て該当する方

【1】 転入者

○住宅取得し、市外から転入した方

- ・転入してから住宅取得する場合は、転入日から1年以内に住宅取得すること。
- ・宇陀市への転入日以前1年間は、宇陀市民でないこと。
- ※ なお、転入日以降1年を超えて住宅取得した場合、または、転入日以前1年間に宇陀市民であった場合は、【2】市民の交付対象者となります。



【2】 市民

○住宅取得した市民の方

- ・住宅の建て替えは対象となりますが、住宅の増築や改築は対象外です。

要件

※全て該当すること

- A 取得した住宅が、交付対象者の名義であること(共有可)
- B 市町村税の滞納がないこと
- C 住宅取得した地域の自治会に加入すること



交付額

「宇陀市ウッピー商品券」を窓口にて交付します

- 【1】転入者 10万円分
- 【2】宇陀市民 5万円分



子育て支援加算

住宅の所有権登記した申請者を対象に、申請時に18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(以下、18歳以下の子ども)が同居する申請世帯には、上記の交付額に子育て加算金を加算して、「宇陀市ウッピー商品券」を交付します。

・18歳以下の子どもが

- ①1人いる世帯 5万円分加算
- ②2人いる世帯 10万円分加算(5万円+5万円)
- ③3人以上いる世帯 20万円分加算(5万円+5万円+10万円)

申請方法・期限

定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、下記の添付書類を添えて、政策推進課に申請してください。(郵送不可)

- ①住民票謄本の写し ②取得した**住宅**の登記事項証明書の写し(※「全部事項証明書(建物)」のこと)
- ③住民基本台帳・納税等確認承諾書(様式第2号) ④【転入者のみ】納税証明書または非課税証明書
- ⑤自治会加入確認書(様式第3号)

申請期限は、住宅取得した建物の所有権登記の日から**1年以内**です
年度予算がなくなれば、1年以内であっても受付はできません。

※定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)、③住民基本台帳・納税等確認承諾書(様式第2号)、⑤自治会加入確認書(様式第3号)は、市のホームページからダウンロードできます。

宇陀市 定住促進奨励金

検索

宇陀市では、色々な分野で支援を行っています

空き家情報バンク事業 空き家情報を市のホームページで紹介しています	新婚新生活支援補助金 新婚生活をスタートするための費用を助成します
空き家対策・起業者支援補助金 空き家購入や賃貸し新規に民宿・カフェ・店舗等の事業を起業する場合、改修費等の一部を補助します	こんにちは赤ちゃん事業 生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師若しくは保健師の訪問を実施しています
宇陀市産木材利用促進助成 宇陀産木材を使用する新築やリフォームに対する補助です	ベビーシートレンタル事業 自動車用ベビーシートを無料レンタルします
子ども医療費、ひとり親家族等医療費助成 所得制限を撤廃しています	ファーストバースデー祝い品事業 最初のお誕生日に絵本を贈呈します
一般不妊治療・不育症治療費助成事業 不妊治療や不育症治療に要する費用に対する助成制度です	ぴかぴか1年生応援給付金 小学校1年生又は中学校1年生の生徒がいる保護者に給付金を支給しています

※支援策には、要件等がございますので、お気軽にお問い合わせください。

【宇陀市移住相談ワンストップ窓口】

宇陀市役所 政策推進部 政策推進課

〒633-0292 宇陀市榛原下井足17番の3

電話:0745-82-3910 FAX:0745-82-3900 E-mail: s-suishin@city.uda.lg.jp

市役所の開庁時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで

お申込み・
お問合せ先